

大阪広域環境施設組合処理施設の受入基準

大阪広域環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例施行規則第 4 条に規定する一般廃棄物の受入基準は次のとおりとする。

搬入者は、本組合焼却処理施設、破碎処理設備のいずれにおいても、次の各号に掲げる廃棄物を搬入してはならない。

【各施設の共通基準】

《受入不適物》

1. 分別収集対象品目
空き缶・空きびん・ペットボトル及び金属製の生活用品、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ類
2. 有害性のある物
硫酸・硝酸等の劇薬、殺虫剤・消毒剤等の農薬、水銀等
3. 危険性のある物
ガスボンベ、消火器、自動車用バッテリー、鋭利な物等
4. 引火性のある物
ガソリン、灯油、シンナー、廃油、油性塗料等及びそれらの残留した容器類、花火、金属粉、マッチ及びライター等
5. 著しく悪臭を発する物
動物・魚等の残渣物、ふん尿等
6. 特別管理一般廃棄物
エアコン・テレビ及び電子レンジに含まれる PCB 使用部品、感染性廃棄物等
7. 特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律 97 号)第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器廃棄物【エアコン、ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機】
8. 液状の物
9. 著しく発色性、発泡性又は飛散性を有する物
(飛散性を有する物は、丈夫な袋等による梱包、水打ち等の前処理を行った物を除く)
水性塗料、界面活性剤、おが屑、各種粉末等
10. 動物の死体
11. 施設管理者が定める基準以外の物
12. その他処理施設若しくはその周辺を悪化させ、処理施設における処理を著しく困難にし、又は、処理施設の機能に支障を生じさせるおそれのある物

大阪市のみの基準

1. 資源化可能な紙類
①新聞(折込広告含む) ②段ボール ③紙パック ④雑誌類 ⑤OA 紙 ⑥シュレッター紙 ⑦その他の紙(包装紙・菓子やティッシュの紙箱・メモ用紙・ハガキ・封筒・紙袋・名刺 など)
※⑤⑥⑦については機密書類を含む。

【焼却処理施設】

《受入不適物》

1. 可燃物で、最大辺が概ね1メートルを超える物
2. 最大辺が、概ね30センチメートルを超える金属類、コンクリート片を含む複合物
3. 厚さが概ね30センチメートルを超える物
なお、廃木材及び木の根については、その最大部分の厚さが概ね20センチメートルを超える物
4. 大量の不燃物
ブロック・レンガ・コンクリート片・土砂・ガラス類・金属類等
5. 粗大物
タンス・オルガン・ピアノ等
6. 著しく含水率の高い大量の廃棄物(厨芥類及び十分な水切り等の前処理を行った物を除く)
7. 1～6に掲げる物の他、焼却処理に支障をきたす物
可燃物であってもロール状の物(直径及び幅が30センチメートル以内の物を除く)、ひも状・帯状の物(概ね1メートルに切断、袋詰め等の前処理を行った物を除く)、強固に緊縛した物、大量のプラスチック類、ゴムくず、パチンコ玉等の鋼球類等

【破碎処理設備】

《受入不適物》

1. 不燃物については、2メートル×1.5メートルを超える物
2. 可燃物については、2メートル×2メートルを超える物
3. 可燃物・不燃物の混載(積合せ)禁止

【具体事例・具体品目】

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| 1 単車(ミニバイク含む) | 2 コンクリート・レンガ・土砂類 |
| 3 タイヤ | 4 大型冷蔵庫・冷凍庫 |
| 5 大型金庫 | 6 ワイヤロープ |
| 7 電線・ケーブル | 8 長尺物(2メートル以上) |
| 9 肉厚の鋼材・鋼管 | 10 積層ロール |
| 11 モーター・エンジン・ポンプ | 12 散髪用椅子 |
| 13 化学繊維 | 14 プラスチック製品単品 |
| 15 ガラス製品・陶器製品 | 16 金網フェンス |
| 17 石膏ボード | 18 FRP製品 |
| 19 鉄塊(プレス品) | 20 パチンコ台・付属品及びゲーム機(事業用) |
| 21 動力付き農機具 | 22 水泳用コースロープ |
| 23 羽毛ふとん | 24 廃木材・木の根(直径 <u>50センチメートル以上</u>) |
| 25 冷水機・製氷機 | |